

# 復興公営住宅整備(城北団地)について



様式2

## 応急仮設住宅の木材を再利用した復興公営住宅の整備

福島県会津若松事務所建築住宅課  
建築技師 佐々木康友

施工場所: 福島県会津若松市城北町 地内

### 1. はじめに

福島県では東日本大震災に伴う原子力災害により、避難の継続を余儀なくされている避難者に対し、安定した居住を確保するために、**県全体で4,890戸**の復興公営住宅の整備を計画。

**会津若松建設事務所管内**では**134戸**の復興公営住宅の整備を計画し、**平成28年度に全ての整備が完了**。



会津若松建設事務所管内の復興公営住宅整備状況

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平27東棟、第48号)

### 2. 建物概要

#### ①建設地

会津若松市城北町 地内 →**会津若松駅から徒歩6分**

#### ②構造規模

木造平屋(16棟+集会所)、木造2階建て(5棟)

#### ③間取り

Aタイプ (2LDK) 1棟 1戸、Bタイプ東 (2LDK) 7棟 7戸、  
Bタイプ北 (3LDK) 4棟 4戸、Cタイプ (1LDK) 4棟 8戸、  
新築タイプ (3LDK) 5棟10戸 **合計 21棟30戸+集会所**

#### 城北団地 全景写真



### 3. 城北団地の特徴

会津若松市城北町地区には大熊町からの避難者のための応急仮設住宅が整備されていたものを、今回は、**既存の応急仮設住宅を解体し、その資材(木材や屋根材)を再利用**しながら建物性能の向上や、間取り等**恒久的な復興公営住宅として再構築**する。応急仮設住宅の建設地に、復興公営住宅を建設するため、解体完了後、解体材は一時的に保管され、その間に擁壁や団地内道路を築造する宅地の造成工事を実施する。  
団地全体で**21棟30戸及び集会所**を整備する(内、**16棟20戸+集会所**については、**再構築**による。)

### 4. 木材再利用のために

応急仮設住宅は**板倉工法**(落とし込み板壁工法)により建設されている。  
この工法では、応急仮設住宅の際には、部材の固定には極力釘を使用せず、引き抜きが容易になる様にビスを用いるなど、**解体材を痛めにくい工夫**を施すことが可能。



①既存の応急仮設住宅



②解体状況



③解体材の保管状況

### 5. まとめ

○応急仮設住宅の**木材等を再利用**して、恒久的な住宅となる復興公営住宅を整備した。県内では初となる取組であるため、再利用部材の選定方法等についての事例がなく、試行錯誤を繰り返し現場を納めることとなったが、大変貴重な経験だった。

○結果として、**木材の再利用率は約66%**となった。  
当初の見込み以上に木材の再利用が出来、産業廃棄物の抑制に寄与することが出来た。



④造成工事の状況



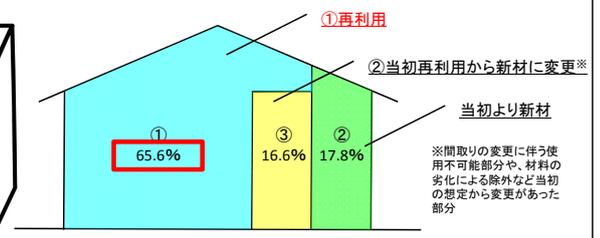
⑤建て方状況



⑥完成



板倉工法イメージ図



木材再利用率

※間取りの変更に伴う使用不可能部分や、材料の劣化による除外など当初の想定から変更があった部分